

令和7年度社会福祉法人監査文書指摘事項

福島市福祉監査課

実施日	法人名	中項目	指摘内容・根拠法令
令和7年8月6日	吾妻福祉会	理事の選任・解任	評議員会で理事を選任する議案を決議する前に、理事会において次期理事長及び業務執行理事選任についての議案を確認した。次期理事長及び業務執行理事選任は評議員会で理事を選任した後に理事会で選任すること。また、評議員会で次期理事長及び業務執行理事選任の決議は必要ないので今後改めること。 【根拠】指導監査ガイドラインⅠ-4-(2)-1 社会福祉法第43条第1項
令和7年8月27日	おやま福祉会	評議員会の招集	令和5年度第2回評議員会及び令和6年度第2回理事会において招集手続きを省略して開催していたが、評議員全員又は理事及び監事の全員の同意の承諾を得たことが確認できなかった。招集の手続きを経ることなく評議員会又は理事会を開催する場合には、評議員又は理事及び監事の全員の同意を得るとともに、評議員全員又は理事及び監事の全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の保存をしておくこと。 【根拠】指導監査ガイドラインⅠ-3-(2)-1 Ⅰ-6-(1)-1
令和7年8月27日	おやま福祉会	評議員会の招集	令和5年度第2回理事会及び令和5年度第2回評議員会、令和6年度第3回理事会及び令和6年度第2回評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定めていないのにも関わらず評議員会を開催していたことを確認した。理事会で評議員会の招集決定を行い、その決定に従って招集通知を発し、開催すること。 【根拠】指導監査ガイドラインⅠ-3-(2)-1
令和7年8月27日	おやま福祉会	基本財産の管理	所轄庁の承認を得ずに基本財産を処分していた。今後このようなことがないようにすること。 【根拠】指導監査ガイドラインⅢ-2-(1)-1
令和7年9月17日	ジェイエイ新ふくしま福祉会	監事の適格・適正	1名の監事が理事会を2回以上連続（4回）で欠席していることを確認した。実際に理事会に出席できない者が名目的・慣例的に監事として選任され、監事としての職責が果たされていない恐れがある。今後は、会議日程の調整を綿密に行い理事会を開催すること。なお、これによる改善が困難であると法人が判断する場合は、新たな監事の選任を行うなど適正な組織運営を行うこと。 【根拠】指導監査ガイドラインⅠ-5-(2)-2
令和7年9月17日	ジェイエイ新ふくしま福祉会	評議員会の招集	多数の評議員会の開催を理事会と同日に開催しているが、理事会で開催することの決議を経る前に開催通知を発送している。理事会決議後に開催通知を発送し、中7日以上開けて評議員会を開催することが通常であるが、中7日の間隔を開けずに評議員会を開催する必要がある場合は、評議員全員の同意を得て招集手続の省略を行うこと。なお、招集手続の省略を行う場合は、同意書を取得するか当該評議員会の議事録に同意があった旨を記載すること。 【根拠】指導監査ガイドラインⅠ-3-(2)-1
令和7年9月17日	ジェイエイ新ふくしま福祉会	評議員会の招集	令和5年度第2回評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定めていないのにも関わらず評議員会を開催していたことを確認した。理事会で評議員会の招集決定を行い、その決定に従って招集通知を発し、開催すること。 【根拠】指導監査ガイドラインⅠ-3-(2)-1
令和7年10月8日	福島福祉施設協会	理事会の招集	招集通知が省略された会議があるが、理事及び監事の全員の同意が確認できなかったため、理事及び監事の全員が同意書を提出すること、又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載すること。 【根拠】指導監査ガイドラインⅠ-6-(1)-1
令和7年10月22日	福島縫製福祉センター	理事会の招集	招集通知が省略された会議があるが、理事及び監事の全員の同意が確認できなかったため、理事及び監事の全員が同意書を提出すること、又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載すること。 【根拠】指導監査ガイドラインⅠ-6-(1)-1
令和7年10月22日	福島縫製福祉センター	監事の選任・解任手続	監事選任に関する評議員会の議案について、現監事の過半数の同意を得ることが必要であるが、欠席した監事からの同意を得ていなかったため、改めること。なお、理事会が提出する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録でも差し支えない。 【根拠】指導監査ガイドラインⅠ-5-(2)-1
令和7年10月22日	福島縫製福祉センター	評議員会の招集	招集手続きを省略して開催している評議員会があったが、評議員全員の承諾を得たことが確認できなかった。招集の手続きを経ることなく評議員会を開催する場合には、評議員の全員の同意を得るとともに、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の保存をしておくこと。 【根拠】指導監査ガイドラインⅠ-3-(2)-1
令和7年10月22日	福島縫製福祉センター	評議員会の招集	評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定めていないのにも関わらず開催していたものがあったことを確認した。理事会で評議員会の招集決定を行い、その決定に従って招集通知を発し、開催すること。 【根拠】指導監査ガイドラインⅠ-3-(2)-1
令和7年11月5日	陽光会	理事会の招集	招集通知が省略された会議があるが、理事及び監事の全員の同意が確認できなかったため、理事及び監事の全員が同意書を提出すること、又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載すること。 【根拠】指導監査ガイドラインⅠ-6-(1)-1